

令和5年度集団指導

居宅介護支援・地域密着型サービスの運営指導に
おける主な指摘事項について

和歌山県介護サービス指導室

令和5年10月

運営指導の留意点・指摘事項について (居宅介護支援・地域密着型サービス等)

はじめに

運営指導における主な指導事項等を取りまとめましたので、各施設・事業所において自己点検を行っていただき、介護保険制度の健全かつ適正な運営及び法令に基づく適正な事業の実施にご活用ください。

居宅介護支援（基本方針）

- 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
- 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

居宅介護支援（人員基準）

●介護支援専門員

- ①1以上の常勤の介護支援専門員を置く。
- ②員数の基準は利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

●管理者

- ①常勤の管理者を置く。
- ②管理者は常勤専従（※1）の主任介護支援専門員（※2）でなければならない。

※1 専従でなくても良い場合

○管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

○同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合

（その管理する指定居宅支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

介護保険施設、病院、診療所、薬局などの業務に従事する場合も含む。

【注意!!】介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員との兼務は認められない。

※2 主任介護支援専門員について（例）

介護支援専門員の実務経験5年以上 + 主任介護支援専門員研修を修了

【注意!!】令和9年3月31日まで経過措置あり（次頁参照）

居宅介護支援（管理者に係る経過措置）

令和3年4月1日以降に新たに管理者になる者に対しては、更なる経過措置は適用されず、同日以降新たに管理者になる者は、いずれの事業所であっても主任介護支援専門員であることが求められる。

令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である事業所は、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用が令和9年3月31日まで猶予される。

令和3年4月1日以降、不測の事態※（保険者が個別に判断）により主任介護支援専門員を管理者とできなくなった事業所については、当該理由と今後の管理者確保のための計画書を市町に届けた場合、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を1年猶予する。

※不測の事態として想定されることの例

本人の死亡、長期療養などの健康上の問題発生、急な退職や転居等

居宅介護支援（内容及び手続きの説明及び同意、掲示）

●指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第18条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

○契約書、重要事項説明書、運営規程の記載内容に相違があった。

○基準第4条第2項に規定される利用割合の算定方法及び説明項目についての指摘同率で並ぶ場合に上位3位までを適切に表記していなかった。

●指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。事業所に備え付け、いつでも関係者に自由に閲覧させることで、掲示に代えることができる。

○第三者評価の実施状況について、適切に掲示されていなかった。

居宅介護支援（居宅介護支援の具体的取扱方針）

●利用者の課題分析、サービス担当者会議の開催。居宅サービス計画の作成、その実施状況の把握など居宅介護支援を構成する一連の業務の在り方及び当該業務を行う介護支援専門員の責務を明らかにしたものの。

○居宅サービス計画書第1表については、令和3年4月の改正に伴い「利用者及び家族の生活に対する意向を踏まえた課題分析の結果」を記載することとされており、利用者の主訴や相談内容等を踏まえた利用者が持っている力や生活環境等の評価を含め利用者が抱える問題点を明らかにし、課題分析の結果として「自立支援」に資するために解決しなければならない課題が把握できているか確認する必要があるが、当該記載がされていなかった。

○居宅サービス計画を利用者に交付していない。

○利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない。

○サービス担当者会議の開催を行っていない。

○モニタリングを実施したことが確認できない。

居宅介護支援（勤務体制の確保）

●事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の勤務の体制を定めておく。

○事業所ごとに、当該事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りではない。

○職場におけるハラスメント（セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント）の防止のための雇用管理上の措置を講じていない。

（事故発生時の対応）

●利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

○事故処理マニュアルの内容に不足がある。

○事故発生時の対応について、事故再発防止のための取組を行い、検討した内容が記録されていない。また、事故発生時の記録の保存期間について、5年間とされていない。

居宅介護支援（入院時情報連携加算）

●利用者が入院するに当たって、当該医療機関の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係わる必要な情報を提供した場合（提供方法は問わない）

○入院した事実を確認した日、情報提供を行った日時、入院先の病院などに出向いた場所、提供方法（面談・FAX）、情報提供の内容等を必ず居宅介護支援経過等に記録すること。また、FAXにより情報提供をした場合は、必ずFAXした後にその情報提供を受取ったことを確認したことが分かるよう居宅介護支援経過等に記録しておくこと。

（中山間地域等における小規模事業所加算）

●別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合。

○通常の事業の実施地域内に居住する利用者に対しても中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定していた。

居宅介護支援（退院・退所加算）

●医療連携を強化・推進するために、退院・退所に当たって、病院等の職員と面談し、利用者に関する必要な情報を得た上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に算定できる。サービス利用開始月に所定単位を算定する。

* 面談について、令和3年度からテレビ電話装置等を活用して行うことができることが明記された。

○「カンファレンス」の日時、開催場所、出席者、内容の要点等について居宅サービス計画等に記録したことが確認できなかった。

○利用者又は家族に提供した文書の写しが確認できなかった。

居宅介護支援（通院時情報連携加算）

●利用者が病院又は診療所において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者 1 人につき 1 月に 1 回を限度として 50 単位 を加算する。

○①なぜ受診に同席する必要があるかを記録

②利用者の同意を得たことの記録

③介護支援専門員が同席したことを記録

④介護支援専門員が同席することについて、診療に支障がないか事前に医療機関に確認し、確認したことを記録

⑤医師に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、行った内容を記録

⑥医師から利用者に関する必要な情報を受け、受けた内容の記録が確認できない。

地域密着型サービス（人員基準 管理者の兼務）

●（認知症対応型共同生活介護）

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所等の職務に従事することができる。

●（地域密着型通所介護）

指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所等の職務に従事することができる。

地域密着型サービス（計画書の作成等（地域密着型通所介護のみ））

●地域密着型通所介護計画書の作成等（地域密着型通所介護のみ）

指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の策定にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明をし、利用者の同意を得なければならない。

また、管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

○複数の事業所において、管理者が説明をせず、生活相談員又はその他の職員行っている場合が見受けられた。

地域密着型サービス（地域との連携）

●認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護事業者は、運営推進会議を設置しおおむね2月に1回以上運営推進会議に対し活動等の状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。また、運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるとされている。

●地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、運営推進会議（定期巡回・随時対応型訪問介護看護については介護医療連携推進会議）を設置し、おおむね6月に1回以上運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

○オンライン開催や書面開催等の方法も検討し、開催すること。

地域密着型サービス（入浴介助加算）

- 入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるもの。
- サービス提供記録及び業務日誌に記録されている利用回数と、報酬請求回数が一致していない。
- 実際に入浴介助を行った介護職員についての記録がなかった。

地域密着型サービス（サービス提供体制強化加算）

●職員の割合、介護福祉士の割合、勤務年数により要件が決まる。

職員の割合の算出では、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均値を使用し、介護福祉士の割合を使用する介護サービス種別では、各月の前月の末日時点で資格を取得している人を介護福祉士として割合を計算し、勤務年数は、各月の前月の末日時点における勤務年数で該当者を判定する。

前年度の実績が6月に満たない事業所の場合は、届出の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均値を使用する。したがって、新たに事業を開始した場合、開始から4月目以降に届出をすることができるようになる。

前年度の実績が6月に満たない事業所において、加算の届出を行った場合は、届出を行った月以降においても直近3月間の割合について、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。

○算定要件を満たすことがわかる根拠資料が確認できなかった。

○利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に行っていない（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護のみ）。

地域密着型サービス（介護職員処遇改善加算）

- 介護職員等の処遇改善を図るための加算。

介護職員処遇改善加算・特定加算・ベースアップ等加算（きのくに介護deネット）

○給与明細や勤務記録等、実績報告の根拠となる資料は、指定権者からの求めがあった場合速やかに提出できるよう適切に保管しておく必要があるが、出来ていなかった。

○キャリアパス要件Ⅰ及びキャリアパス要件Ⅲに係る内容について、明確な根拠規定が書面で整備されていることが確認できなかった。

○キャリアパス要件Ⅱについて、計画に沿って研修を実施するとして届け出をされていたが、当該計画を作成したことが確認できなかった。

自己点検シート・要件シート

[介護保険施設等運営指導マニュアルについて \(mhlw.go.jp\)](http://mhlw.go.jp)

介護保険施設等運営指導
マニュアルについて
(厚生労働省)より
自己点検願います。

「別添2 各種加算等自己点検シート」及び「別添3 各種加算・減算適用要件等一覧」			
2 指定居宅介護支援介護給付費			
コード	種類	自己点検シート	要件シート
201	居宅介護支援費	Excel [XLS形式: 70KB]	Excel [XLS形式: 119KB]
6 指定地域密着型サービス介護給付費			
コード	種類	自己点検シート	要件シート
601	定期巡回・随時対応型訪問介護看護費	Excel [XLS形式: 38KB]	Excel [XLS形式: 77KB]
602	夜間対応型訪問介護費	Excel [XLS形式: 29KB]	Excel [XLS形式: 57KB]
603	認知症対応型通所介護費	Excel [XLS形式: 46KB]	Excel [XLS形式: 7.862KB]
604	小規模多機能型居宅介護費	Excel [XLS形式: 36KB]	Excel [XLS形式: 91KB]
605	認知症対応型共同生活介護費	Excel [XLS形式: 43KB]	Excel [XLS形式: 88KB]
606	地域密着型特定施設入居者生活介護費	Excel [XLS形式: 39KB]	Excel [XLS形式: 92KB]
607	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	Excel [XLS形式: 63KB]	Excel [XLS形式: 101KB]
608	看護小規模多機能型居宅介護費	Excel [XLS形式: 44KB]	Excel [XLS形式: 193KB]
609	地域密着型通所介護費	Excel [XLS形式: 54KB]	Excel [XLS形式: 7.965KB]
7 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費			
コード	種類	自己点検シート	要件シート
701	介護予防認知症対応型通所介護費	Excel [XLS形式: 90KB]	Excel [XLS形式: 7.859KB]
702	介護予防小規模多機能型居宅介護費	Excel [XLS形式: 64KB]	Excel [XLS形式: 169KB]
703	介護予防認知症対応型共同生活介護費	Excel [XLS形式: 71KB]	Excel [XLS形式: 356KB]